

令和4年度 第10回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月25日(水) 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員(17人)

会長	1番	先間 秀明
委員	2番	田尻 博樹
委員	3番	東 正亮
委員	5番	永吉 雄子
委員	6番	川畑 伸之
委員	7番	西登 美勝
委員	8番	池沢 清良
委員	9番	市来 真吾
委員	10番	榮 米子
委員	11番	森由 美子
委員	12番	川内 清弘
委員	13番	神田 三十志
委員	14番	幸山 利忠
委員	15番	沖 道人
委員	16番	芦村 利広
委員	17番	田畑 則仁
委員	18番	前田 博徳

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局次長 森田 太樹 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	ただ今から、令和4年度第10回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は全員出席です。 それでは、会長より会務報告をお願いします。
会長	皆さん、本年もよろしく申し上げます。 今月の会務報告は特にありませんでした。
議長	これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。 知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、11番森委員、12番川内委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記に、事務局職員の森田氏と南郷氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。
議長	それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。 報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1 番 知名字知名〇〇 436㎡を含む計5筆 8,201㎡、〇〇さんから相続により兵庫県尼崎市〇〇さん、令和3年3月29日相続、あっせん希望なしです。 2 番 芦清良字前兼久〇〇 4,990㎡を含む計4筆 6,344㎡、〇〇さんから相続により瀬利覚〇〇さん、令和4年5月26日相続、あっせん希望なしです。 3 番 屋者字高アタ子〇〇 340㎡を含む計5筆 10,319㎡、〇〇さんから相続により瀬利覚〇〇さん、令和4年5月26日相続、あっせん希望なしです。 以上です。
議長	ただ今の報告第14号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、報告第14号は終わります。 次に、報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明をお願いします。
事務局	報告第15号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明します。 1 番 屋者字ガツマル〇〇 99㎡、芦清良〇〇さんから芦清良〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年9月1日、引き渡し日が令和5年1月10日です。

2 番	徳時字上べ〇〇 7,271㎡を含む計2筆12,555㎡、徳時〇〇さんから徳時〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和5年1月31日、引き渡し日が令和5年1月31日です。
3 番	正名字深迫〇〇 461㎡を含む計2筆2,799㎡、正名〇〇さんから正名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和5年1月31日、引き渡し日が令和5年1月31日です。
4 番	屋者字竿津ノ〇〇 609㎡、瀬利覚〇〇さんから芦清良〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和5年1月31日、引き渡し日が令和5年1月31日です。
5 番	屋者字長田〇〇 4,174㎡を含む計2筆5,661㎡、芦清良〇〇さんから芦清良〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年8月10日、引き渡し日が令和4年8月10日です。
6 番	知名字知名〇〇 453㎡を含む計2筆2,300㎡、知名〇〇さんから和泊町皆川〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。
7 番	知名字伊ン当〇〇 1,667㎡を含む計2筆3,834㎡、知名〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。
8 番	知名字花竹呂〇〇 2,323㎡、知名〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。
9 番	知名字喜美附〇〇 1,471㎡、瀬利覚〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。
10番	知名字畦ン窪〇〇 3,108㎡、知名〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。
11番	知名字小ン仁屋〇〇 4,872㎡、知名〇〇さんから黒貫〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。
12番	知名字茂嘉〇〇1,283㎡を含む計3筆4,177㎡、沖縄県那覇市〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。
13番	知名字茂嘉〇〇 2,086㎡を含む計2筆3,138㎡、瀬利覚〇〇さんから屋子母〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。
14番	知名字石窪〇〇 2,815㎡、屋子母〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。

	15番 知名字名ン竿〇〇 2,323㎡を含む計2筆2,895㎡、知名〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。 16番 知名字名ン竿〇〇 2,104㎡、知名〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。 17番 知名字松木当〇〇 1,500㎡を含む計2筆3,443㎡、沖縄県糸満市〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。 18番 知名字松木当〇〇 3,754㎡、沖縄県糸満市〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。 19番 知名字松木当〇〇 3,364㎡、知名〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。 20番 知名字アギナ〇〇 3,308㎡を含む計2筆4,798㎡、知名〇〇さんから知名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。 21番 知名字瀬之俣〇〇 3,175㎡、知名〇〇さんから住吉〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。 22番 上平川字後当〇〇 1,102㎡、上平川〇〇さんから上平川〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。 23番 上平川字後俣袋〇〇 52㎡を含む計3筆5,209㎡、上平川〇〇さんから上平川〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。 24番 上平川字瀬名原〇〇 3,308㎡、上平川〇〇さんから上平川〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。 23番 上平川字傳川〇〇 857㎡を含む計5筆8,295㎡、上平川〇〇さんから上平川〇〇さんへの利用権の設定、合意解約した日が令和4年12月9日、引き渡し日が令和5年1月31日です。 以上です。
議長	はい、ありがとうございました。 報告第15号について、ご質問・ご意見ありませんか。
	(意見、質問なし)

議長	次に、議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。 【議案第39号について朗読】 議案第39号は、売買4件、贈与2件です。 1番 徳時字上べ〇〇 7,271㎡を含む計2筆 12,555㎡、売買。譲渡人 知名〇〇さん、譲受人 和泊〇〇さん、対価〇〇円です。 2番 正名字宇佐川〇〇 1,216㎡、売買。譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 正名〇〇さん、対価〇〇円です。 3番 正名字深迫〇〇 461㎡を含む計2筆 2,799㎡、売買。譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 正名〇〇さん、対価〇〇円です。 4番 屋者字竿津ノ〇〇 609㎡、売買。譲渡人 瀬利覚〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さん、対価〇〇円です。 5番 屋者字長当〇〇 4,174㎡を含む計4筆 8,559㎡、贈与。譲渡人 芦清良〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さんです。 6番 芦清良字前兼久〇〇 503㎡、贈与。譲渡人 福岡県古賀市〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さんです。 先月からの保留分です。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。
5番委員	1番を説明します。 譲渡人と譲受人は親戚関係です。譲受人は兼業農家で、機械等は、親兄弟と共同で使っております。ほ場は、サトウキビを作る予定です。 ご審議をお願いします。
7番委員	2番、3番を説明します。 2番 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は主にサトウキビを栽培しており、機械等も揃っております。 3番 譲渡人と譲受人は親戚関係です。譲受人は後継者とサトウキビを作っており、機械類も揃っております。ほ場は、譲受人の隣接地で基盤整備も終了しております。
15番委員	4番、5番を説明します。 4番 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人はバレイショ、サトウキビ、インゲンを栽培しており、機械等も揃っております。隣接地も所有しており、バレイショを作る予定です。

	5 番 譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は専業農家で、主にバレイショを作っており、機械類も揃っております。ほ場は、バレイショを予定しております。 ご審議をお願いします。
1 6 番委員	6 番については、事務局が受理し対応していますので、事務局から説明をお願いします。
事務局	11月から保留となっておりましたが、当事者間で話し合いを行い、関係者合意のもとこの申請になりました。 譲受人は後継者も確保され、機械類も揃っております。 ご審議をお願いします。
議長	事務局並びに地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
	(なしの声あり)
議長	それでは、議案第39号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第39号は許可決定とします。 次に、議案第40号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局に説明をお願いします。
事務局	議案第40-1号 知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明します。 所有権の移転について説明します。 1 番 芦清良字立道〇〇 4,102㎡、農地売買等事業により鹿児島市〇〇から芦清良〇〇さんへ対価〇〇円で所有権の移転予定となっております。 次に、議案第40-2号 中間管理事業に係る利用権設定（一括方式）について、説明します。 貸出期間が5年のものが、10,781㎡うち更新分10,781㎡、利用権の設定する者が2名うち更新分2名、利用権の設定を受ける者が1名うち更新分1名です。 貸出期間が6年のものが、220,842㎡、利用権の設定する者が38名、利用権の設定を受ける者が32名です。 貸出期間が7年のものが、32,090㎡うち更新分7,380㎡、利用権設定する者が6名うち更新分1名、利用権の設定を受ける者が6名うち更新分1名です。 貸出期間が8年のものが、3,144㎡、利用権の設定する者が1名、利用権の設定を受ける者が1名です。 貸出期間が9年のものが、3,175㎡、利用権の設定する者が1名、利用権の設定を受ける者が1名です。

	貸出期間が10年のものが、358,897㎡うち更新分42,353㎡、利用権を設定する者40名うち更新分4名、利用権の設定を受ける者が33名うち更新分4名です。 貸出期間が11年のものが、393㎡、利用権の設定する者が1名、利用権の設定を受ける者が1名です。 個人毎のまとめ表、各筆明細表については、資料のとおりです。 以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	それでは、議案第40号について、ご質問等ありませんか。
2番委員	新規の活用率はどのくらいですか。
事務局	機構活用率は、上平川20%超、他3地区40%超です。
2番委員	交付金の事務手続きは、どうなっていますか。
事務局	交付申請の段階です。
議長	他に、ご質問はありませんか。
	(なしの声あり)
議長	議案第40号に賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第40号は承認とします。
議長	以上で、第10回知名町農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。 ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 5年 1月25日

議 長 先 間 秀 明

署名委員 森 由美子

署名委員 川 内 清 弘

